

令和7年度
包括外部監査の結果に関する報告書
(概要版)

福島市の子ども・子育て支援事業に関する
財務事務の執行について

福島市包括外部監査人
公認会計士 須賀俊一

第1章 総論

1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

福島市の子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行について

3 外部監査の対象期間

原則として令和6年度の執行分
(必要に応じて他の年度も対象とする。)

4 外部監査の実施期間

令和7年7月16日から令和8年3月24日まで

5 特定の事件を選定した理由について

少子高齢化の急速な進行により、労働力人口の減少、経済規模の縮小、社会保障負担の増大、地域社会の活力低下など、社会経済全般にわたり深刻な影響が懸念されている。また、保護者の働き方や生活形態などが多様化しており、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化している。少子高齢化の進行を抑え、家庭環境の変化にともなう多様なニーズに応えるため、社会全体で子育てを支援していくことが必要となっている。

これを受け国は、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」、平成21年に「子ども・若者育成支援推進法」、平成24年には、「子ども・子育て支援法」を含めた「子ども・子育て関連3法」を制定し、待機児童対策や青少年の健全育成などのこども・若者・子育て家庭への支援を展開してきた。

市の子育て支援については、平成17年に次世代育成支援対策推進法に基づく「福島市新エンゼルプラン（次世代育成支援行動計画）」、平成27年に子ども・子育て支援新制度に対応した「福島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備等に取り組んできた。令和2年には、子育て支援を新たな段階に進めるため、「子ども・子育て新ステージプラン（福島市子ども・子育て支援事業計画2020）」（以下「新ステージプラン」という。）を策定し、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ってきた。また、令和3年6月には、子どものえがおあふれる社会を実現するため、「福島市子どものえがお条例」を

制定し、子どもを将来の主人公、地域の宝と位置付け、地域全体で子どもと子育て家庭を応援する意識の醸成を図るとともに、子育て環境の整備に総合的に取り組んでいる。

市は、令和7年度より令和6年度で計画期間満了となった「新ステージプラン」に続く「福島市こども計画」を策定実行しているが、「新ステージプラン」の実施状況について包括外部監査人の視点から振り返ることは「福島市こども計画」の効率的かつ有効的な実行のために有用と考える。また、市の子ども・子育て支援事業が、関連法規等に則り合規的に執行されているかどうか、及び経済性、効率性並びに有効性を追求して執行されているかどうかの観点から検証を行うことは有用であると判断し、このテーマを令和7年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

子ども・子育て支援事業に関する財務事務の執行等について、地方自治法、条例及びその他の法令等に従い、迅速、適正かつ合理的に実行されているか、更に最少の経費で最大の効果をあげる原則、組織及び運営の合理化に努めるべき原則等を規定する法第2条第14項及び第15項の趣旨に沿って事業が行われているかどうかについて監査を実施した。

(2) 監査手続

- ① 事務執行に関する各種規程を入手し、整備状況等を検証した。
- ② 関係書類を閲覧し検証した。
- ③ 所管部局等の関係者への質問等により、事務の執行状況を検証した。
- ④ 検出された問題点に関して、その改善策の検討を実施した。
- ⑤ 過去の包括外部監査の指摘事項に対する措置状況の検討を実施した。
- ⑥ その他必要とした手続を実施した。

7 監査対象機関

こども未来部－こども政策課、幼保企画課、幼保支援課、こども家庭課
健康福祉部－福祉監査課

8 外部監査の補助者

公認会計士 高 久 健 一
公認会計士 渡 邊 さ や か
公認会計士 勝 田 博 之

公 認 会 計 士 中 鉢 政 彦
公 認 会 計 士 富 樫 健 一
公 認 会 計 士 鈴 木 貴 也
試 験 合 格 者

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切捨て表示をしており、合計額が一致しない場合がある。

第2章 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘	現在の法令等に照らして違反（法令、条例、規則等に違反）又は不当（違法ではないが実質的に妥当性を欠くこと）と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。
意見	「指摘」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和 8 年 1 月末現在の判断に基づき記載している。

2 福島市子ども・子育て支援事業計画 2020（子ども・子育て新ステージプラン）

（1）新ステージプランの中間見直しについて【指摘】

新ステージプランについては、内閣府の基本方針において「計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされており、令和 4 年度が目安の年度となっていた。他方で、「新型コロナウイルス感染症等の

影響により、平常時の実績（今後の利用ニーズを含む）の想定が困難であって、令和4年度に中間見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも当該年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要な応じて実施する。」ことも認められていた。このため市では、令和4年8月4日開催の分科会において、令和4年度に中間見直しを行わないことを決定したにもかかわらず、当該分科会の議事録にその記載がなされていない。このような重要な決定を行った場合には、漏れなく審議の過程も含め議事録に記載する必要がある。

3 過年度包括外部監査の措置状況等

(1) 市立幼稚園再編後、廃止又は集約化された施設の利活用計画【意見】

令和元年包括外部監査時に確認された、平成31年4月の市立幼稚園再編以降、用途が未定・具体化していない4施設（平田幼稚園、まつかわ西幼稚園、まつかわ東幼稚園、飯野幼稚園）の現状については、調整中・検討中ということで具体的な進捗はなく、令和元年における包括外部監査報告書における意見時と大きく状況は変わっていないようである。放置期間が長くなるほど、維持管理コストが増大することはもちろんのこと、再利用時に大規模改修や売却の困難性が増大するリスクや、有休施設が長期間存在することによる社会・地域への影響も懸念される。様々な施設の維持コスト増加に鑑み、今後の施設の利活用又は廃棄等の方向性の明確化をについて可能な限り早期に具体化することが望ましい。

(2) 借地での施設運営【意見】

公立保育所・幼稚園・認定こども園において、借地部分を有する令和元年包括外部監査時に確認された渡利保育所、笹谷保育所、余目保育所及び平野保育所の4施設中、渡利保育所を除く3施設は市の教育・保育施設の再編成計画により市有地による施設運営が検討されている状況にある。また、渡利保育所については借地契約が継続する可能性があるが、保育所の設置以来、長期にわたり借地による施設運営による支障がなかったこと、現在も契約の安定性を阻害する要因が見受けられないことから、直ちに契約の安定性が危惧されるところではないものの、公共施設の安定的な運営のため、市としても引き続き借地契約の安定性については注視していくことが望ましい。

(3) 公立保育所の施設別収支の把握【意見】

市では年度毎の施設別収支は作成してはいるものの、年度別、施設別、項目別比較や経営比率等による経営状況把握については行われておらず、数字を最大限に活用できていない。施設ごとの経営状態は必ずしも均一ではないはずであり、施設別収支は単に数字を見るためだけではなく、その数字を活用し施設の損益構造を可視化することにより原因分析と対策立案を適時適切に行うことができる。市として施設の経営構造を把握し、例えば独立行政法人福祉医療機構が毎年公表している「保育所および認定こども園の経営状況について」

等を活用し、他県・市等との比較情報も踏まえ、収支を分析し経営管理に活用していくことが望ましい。

(4) 市立幼稚園の施設別収支の把握【意見】

市では年度毎の施設別収支は作成してはいるものの、そこから年度別、施設別、項目別比較や経営比率等による経営状況把握については行われておらず、数字を最大限に活用できていない。施設ごとの経営状態は必ずしも均一ではないはずであり、施設別収支は単に数字を見るためだけではなく、その数字を活用し施設の損益構造を可視化することにより原因分析と対策立案を適時適切に行うことができる。例えばこども家庭庁で公表している「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査」等を活用し、他県・市等との比較情報も踏まえ、収支を分析し経営管理に活用していくことが望ましい。

(5) 施設別収支状況の正確性の検証【指摘】

監査時に入手した「令和6年度 市立幼稚園施設別収支状況」を確認したところ、歳出の一部項目について集計漏れが発見された。入力後に複数人でのチェックする体制を構築する等、集計漏れがないよう内部管理体制の強化についても検討する必要がある。

(6) 児童手当返還金の債権管理台帳の整備【指摘】

今回サンプルで確認した児童手当過誤払金返還台帳について、「債権の徴収に係る履歴」(福島市債権管理条例施行規則第4条における債権管理台帳記載項目)という項目があるものの空欄であった。徴収履歴の記載が適切になされない場合、口頭や電話での案内を誰が、いつ行ったか、財産調査や分納相談をどう行ったか等、実施した事実を後から説明できず、実質的な管理状況が確認できないだけでなく、担当者間の引継ぎも円滑に行えないことになる。この台帳は、債権の発生から回収までの状況を一元管理するための管理台帳であることを理解し、必要とされる記載を徹底する必要がある。

4 こども未来部こども政策課

(1) 児童手当

① 制度改正前の申請書類について【指摘】

令和6年10月の制度改正により特例給付は廃止となっている。現行制度に合致した書式では、確認すべき事項が異なる部分もあるため、各支所に旧書式の書類があるかどうかを再度確認し、廃棄等の処分をする必要がある。

なお、こども政策課からは、2024年10月1日付け各支所・出張所、市民課総合窓口児童手当担当者宛に旧申請書の破棄を依頼するメール文書を発信しているため、発信された文書による対応が徹底されていない。

② 算定対象区分について【意見】

新規認定請求では、加子加算カウントの可否を判定する際に児童の兄姉等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を判定する区分があり、算定対象の場合に○となっている。書類によっては、該当しない場合に×として記入している場合もあり、書式の取扱いが統一されていない。

③ 給食費の回収について【意見】

児童手当の支給に当たっては、支給対象者について給食費が未納となっている場合は徴収することができることとなっているが、福島市教育委員会から未納給食費の情報提供等が無いこと、徴収に当たって申立書が必要なこと、将来的に給食費の無償化が検討されていること等の理由で徴収実績はない。

給食費については、就学援助費として学校給食費等の費用を一部支援する制度もあるが、回収は促進されていない。今後は、福島市教育委員会と連携して未納給食費の解消に向けて対応する必要がある。

④ 回収管理と不納欠損について【意見】

市は、電話や訪問による催促は実施しているが、督促状を送付してもなお返納がない場合について、催告状は送付していない。また、債権毎に台帳管理しているため、発生事由別に区分管理はしておらず、納期限を過ぎた場合の延滞金の加算も行っていない。

督促をしても反応がなく、返済期限延長承認申請等も行っていない納付義務者がいる場合については、時効期間が経過する前に法的手段への移行を検討すべきである。また、返済期限延長承認申請をしたものの、履行されていない場合は、その理由や所得、資産状況、生活状況を確認した上で、分割返納の見直しをする等、今後積極的な回収を進める必要がある。

(2) 児童扶養手当

① 添付書類について【指摘】

書類の取扱いについてはマニュアルでは詳細に記載されていないが、児童手当マニュアルでは「コピーは、記号・番号をマスキング（黒ペンで塗りつぶす等）」と記載がある。

今回、申請時の書類を確認したところ、健康保険被保険者証、福島県国民健康保険資格確認書について、記号・番号のマスキングが不十分となっており、容易に読み取れる状態となっているものがあつた。

② 債権管理と不納欠損について【意見】

債権管理については、児童手当に記載したとおりであるが、児童扶養手当については平成17年度に調定した金額も残存している状況で、不納欠損処理を行う要件を満たして

いないことによるものである。債権管理に係る費用負担を考慮し、令和6年度中に返納が全くない債権については、回収にあたって、更に進んだ特別な対応（催告状の送付、訴訟等）が必要と考える。

(3) 令和6年度児童手当制度改正に係る電算業務委託（対象者抽出）

① 業務担当者通知の明確化について【意見】

現在の業務担当者通知は、業務に関する実務経験年数・職歴が記載されているが、これは業務責任者の記載と読み取れるため、副担当者についても個別具体的に記載した通知の作成を発注者に依頼しておくことが望ましい。

(4) 令和6年度児童手当制度改正に伴う福島市保健福祉総合情報システム（児童手当）改修業務委託

① 契約履行確認書類について【意見】

何れの業務においても、データ反映等作業チェックシート、議事録兼報告書が受注者から提示されているが、市の取扱（記入、捺印）が異なっている部分がある。該当する書類が仕様書において明示されていないため、当該書類が必要書類か否か特定することはできないが、市の担当者が確認したことを文書で明確にしておく必要はある。

(5) ファミリーサポート事業委託

① 委託先の実態把握について【意見】

子育て援助活動支援事業は、本来、市が事業主体となって行う事業であるが、豊富な経験とノウハウを持つ事業者に委託することで「病児・緊急対応強化事業」の更なる充実と拡充を図ることができるため、特定非営利活動法人こども緊急サポートふくしま（以下「NPO法人」という。）へ業務委託を行っているものである。しかし、NPO法人側で適正な人件費を計上していなかったことにより、令和4年度（2022年度）から百万円単位の当期正味財産増減差額が計上されている。市では、令和5年度より委託先である当該NPO法人への立入検査を行っているとのことであるが、決算報告書の確認は行っていないため、要因の把握は出来ていなかったとのことである。

今後は、委託先の決算報告書にも目を通し、異常点の有無を把握して適切な指導を行い、適切なサービスの提供に努める必要がある。

(6) 児童センター運営補助金

① 決算書（抄本）と拠点区分資金収支計算書の差異について【指摘】

市は、児童厚生施設（東浜児童センター、野田児童センター）を運営する社会福祉法人福島福祉施設協会に対して運営費補助金を交付している。市は、補助金の実績報告として当該法人から決算書（抄本）の提出を受け、また、補助金の交付確定のため拠点区分資金収支計算書を入手し、決裁を行っている。しかし、両者には以下の差異があるが、市は

その原因について検討を行っていない。

両者は、作成時期が原因で若干の差異が生じる可能性があるが、いずれも交付した補助金が正しく使われているか確認するために入手しているものであるため、両者に多額の相違がないかどうかの比較検討を実施すべきである。

② 役員給与と補助金の関係について【指摘】

運営費補助金の対象経費に役員給与が含まれていることから、当該法人では補助金申請時の予算に、東浜児童センターに常務理事の役員給与を含めている。当該補助金は、他の目的に使用することができないことが規定されているため、常務理事の役員給与に係る補助金申請は、役員給与支給予定額の全額を予算計上すべきではない。今後は、業務実態を把握した上で、補助金対象の事業に係る割合を算定し、補助金を交付すべきである。

③ 補助金の妥当額の検証方法について【意見】

交付された運営費補助金の使途の妥当性を検討するためには、補助金申請時の支出予算と、これと同等の基準で集計した実際の支出額を比較する方法が望ましいが、市はこれを実施していない。補助対象外の経費に補助金が利用されることが無いようにするため、どのような方法が良いか検討を行い、実行に移す必要がある。

(7) 福島市児童センター管理委託料

① 指定管理者公募時に応募者を増やす施策について【意見】

過去には指定管理期間の公募については複数の団体から申し込みがあり、市では面接を行うなど選定を行っていたが、現在まで同一の指定管理者が選定されてきた。確かに、同一の指定管理者が行うことで安定した事業運営を行えるものとも考えられるが、一方、競争性の確保により、コスト削減やサービス向上が図れる面もあることも否定できない。次回からは募集要綱の地域要件を緩和することや、常日頃から他団体への応募への呼びかけを行うこと等を検討して頂きたい。

(8) 地域子育て支援拠点事業委託

① 入手した収支決算書の内容の把握について【指摘】

当該事業は、複数の社会福祉法人と福島市地域子育て支援拠点事業実施要綱に基づき地域子育て支援拠点事業の実施についての委託契約を締結している。現状、市は子育て支援センターみんなの家の収支決算書の支出項目が、地域子育て支援拠点事業に関するものであるかを把握していないとのことである。当該委託事業が適切に実施されているか、及び受託者側でコスト削減努力が行われているかどうかを適切に評価するため、受託者から入手した収支決算書の内容を分析し、収支状況を把握する必要がある。そして、公開情報等と不一致がある場合には、その原因も究明する必要がある。

(9) 福島市児童公園の施設管理委託

① 運営協議会について【意見】

基本協定書第46条第1項において、本業務を円滑に実施するため、情報交換又は義務の調整を図る運営協議会を設置すること、同条第2項において運営協議会のメンバーには関連する企業、団体、外部有識者、市民等を参加させることができる旨が規定されている。

毎年度、指定管理者施設モニター委員会を開催（令和6年度：令和6年10月10日 児童公園会議室）しており、この委員会において、指定管理者や本市の関係者、外部の有識者、市民と現地にて意見交換を行っていることもあり、運営協議会への市民等の参加実績はない。必要に応じて運営協議会においても委員会メンバーが参加することとしているが、令和6年度の指定管理者運営協議会では、指定管理者と市こども政策課担当者による協議のみで、他の参加者は出席者にはいない。

必須ではないものの、

- i) 今後は当事者以外のメンバーを含めた運営協議会の開催を検討する
- ii) 指定管理者施設モニター委員会を以って運営協議会とする
- iii) 運営協議会に指定管理者施設モニター委員会からの意見を反映させる

等の方法で、多方面の参加者が運営に関わっていることを明確にした方が望ましいと考える。

(10) 福島市放課後児童健全育成事業業務委託

① 委託先のモニタリングについて【意見】

市は、各児童クラブの運営事業者から委託契約の結果報告のため、児童クラブ収支決算書等を含む放課後児童健全育成事業実績報告書を毎年入手し、各クラブが支出超過になっていないかという観点から、市側でモニタリングを実施している。また、2年に1度、児童クラブの半数について現地調査を行っており、関係帳簿の閲覧を実施している。

今後、前年度実績額や予算額を入れて形式を一本化するのであれば、厳格な比較検討を実施していただくとともに、事業者側で保管している収支計算書との再検証についても徹底していただくことが望ましい。

② 福島市放課後児童健全育成事業実施要綱等の記載について【意見】

本事業の実施要綱の第8条関係帳簿に、児童クラブとして備える書類が明記されているが、保護者の就労証明書等の書類に関しては明記されていない。クラブで必ず確認しているとのことではあるが、本事業は、「保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童」を前提としている観点から就労証明書は重要な書類であり、実施要綱において保管すべき書類として明記した上でその備え置き徹底を意識させる必要があると考える。

③ 面積基準の遵守【意見】

新制度により国は児童クラブの基準を定め、運営上満たす基準（内容、規模、職員体制、開所日数・時間、施設・設備等）が明確化された。しかし、いつまでも基準に準拠しない状況も許容されるものではない。市は、待機児童対策を優先するためとしているが、今後は利用者の動向も踏まえた上で、学校の余裕教室の更なる確保や新規の施設整備等を行い、その実施に当たっては面積基準にも十分留意する必要があると考える。

④ 支援の単位に関する基準の遵守【意見】

市では福島市放課後児童クラブ運営の手引きにおいて、支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40名以下としている。しかし、96クラブ中、登録児童数が40名を超えている施設は43クラブとなっており、70名以上のクラブも2クラブある。

今後は前述した③面積基準の遵守と同様に対策を取る他、厚生労働省のQ&Aに記載する、1クラブの中をパーティションで区切る等により、複数の支援の単位に分割する方法等も検討し、是正を図ることが望ましい。

⑤ 補助金の支出実績の把握【意見】

事業実績及び収支決算書を市に提出することとしているが、提出する収支決算書については特定のフォーマットはなく、各事業者が年度毎に作成している収支決算書を提出している。市は、一定のフォーマットの収支決算書を作成し、各事業者に報告を求めるように進めているが、現状ではいくら補助金が支出されているか明確に把握できていない状況である。

今後は、支給した補助金と補助金の支出実績が一致していることを確認できるよう、一定のフォーマットの収支決算書に基づく報告を受けるようにする必要がある。

(11) 福島市放課後児童健全育成事業家賃補助

① 補助事業に関する効果測定の実施について【意見】

昨今の物価高騰を背景に、家賃についても見直しが行われるケースが生じている。市は家賃補助額に上限を設けているものの、補助金の効果測定が実施されていない状況では、当該補助額が適正な水準であるかを十分に検証できていないと考えられる。当該補助金は市の一般財源を用いて実施されていることを踏まえ、定期的に効果測定を実施するとともに、その結果を書面として整理し、補助金見直しの検討資料とすることが望ましい。

(12) 福島市放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金

① 補助事業に関する効果測定の実施について【意見】

補助金の効果測定が実施されていない状況では、当該補助額が適正な水準であるかを十分に検証できていないと考えられる。

各放課後児童クラブが、当該補助金の趣旨を理解し、指導員の処遇改善を図るために

当該補助金を十分に活用しているのか、そして処遇改善の結果が児童と密接に関わる支援員の定着に繋がっているのか、定期的に効果測定を実施するとともに、その結果を書面として整理し、補助金見直しの検討資料とすることが望ましい。

(13) 福島市放課後児童クラブ多子世帯利用料助成事業補助金

① 補助事業に関する効果測定の実施について【意見】

昨今では急激な物価高騰により、市民生活は厳しい状況にある。他方で、市の財政についても予断を許さない状況にあると考えられる。保護者からは放課後児童クラブの運営事業者に厳しい声も届いており、市も状況を把握していると思われるが、定期的に効果測定を実施するとともに、その結果を書面として整理し、補助金見直しの検討資料とすることが望ましい。

(14) 福島市放課後児童クラブ育成支援体制強化事業補助金

① 補助事業に関する効果測定の実施について【意見】

市は当該補助金の効果測定を実施していない。補助金を各放課後児童クラブへ交付しているのであれば、交付先への指導監督とともに、補助金の効果測定は定期的実施すべきである。放課後児童クラブの会計事務に関していえば、法人であればほぼ全ての法人が会計及び決算事務を会計事務所等に委託している状況が想定され、実態は会計事務所等への顧問料の助成となっているものと推定される。市としては、定期的に効果測定を実施するとともに、その結果を書面として整理し、補助金見直しの検討資料とすることが望ましい。

(15) 放課後児童クラブ整備事業補助金

① 補助事業に関する効果測定の実施について【意見】

現在、放課後児童クラブを運営する事業者は、保護者会、社会福祉法人及びNPO法人と多岐にわたるが、どの事業者も人手不足や支援員が高齢であるとの理由で継続が困難となっている。その中で比較的規模の大きな事業者が非公募委託で引き継いでいるが、その場合、前任事業者の施設に対して施設整備を行うケースが一定数発生することは見込まれるはずである。

そのようなニーズは把握しているかもしれないが、補助金の効果について測定していない状況では、今後どれくらいの補助が必要であるか、そもそも補助事業として継続すべきかの検討が不十分であると言わざるを得ない。今後は、連絡協議会において事業者の要望や当該補助金のニーズを把握するとともに、施設整備として補助事業が継続している旨の周知を徹底すること、そして補助事業の件数や効果を測定し書面として整理し、事業の有効性を都度検討することが望ましい。

(16) 福島型給食推進事業（補助）

① 実績内訳書について【意見】

補助事業者から提出された実績報告書の必要書類である実績内訳書について、給食数を計算した結果、不一致となっている場合があった。

実績内訳書の提出に当たっては、エクセルファイルによる定型フォームとなっているため、計算式ではなく給食数を実績に合わせて手入力することになる場合がある。提出を受けた際に計算上の数値を算定しメモ書きはしているが、計算上の数値と実績との差異は明確になっていることが望ましい。現行の定型フォームを変更せずに、計算上の年間給食数を算定し、実際の年間給食数を別途算定した結果について、差異理由を包括的に記載する方法も考えられる。何れにしても、何らかの改善が必要と考える。

5 こども未来部こども家庭課

(1) 福島市母子父子寡婦福祉資金貸付システム運用保守及びホスティングサービス業務委託

① 個人情報取扱特記事項に記載する誓約書の受領漏れ【指摘】

福島市母子父子寡婦福祉資金貸付システム運用保守及びホスティングサービスでは仕様書の別紙として、個人情報取扱特記事項を添付している。この個人情報取扱特記事項の第4条(3)に「受注者は、この契約による業務に従事する者に秘密保持等に関する誓約書を発注者に提出しなければならない」と記載があるが、監査人が担当部局に照会したところ、誓約書を受領していなかった。

今後は、まず所管部署で個人情報取扱特記事項の記載内容を精査したうえで、誓約書を一律で入手するように全庁へ指示を出すのか、又は各契約業務において、誓約書の受領を省略することができるのかの判断を各課に委ねるのか十分に検討すべきである。

(2) ひとり親家庭自立支援事業

① 事業実績の事後評価について【意見】

担当部署に対するヒアリングの結果、数値目標等は明示していないものの、講座終了後の支給申請時に資格取得状況や就業状況の報告のヒアリングを実施しているとのことであった。また、こども家庭庁の就業実績等調査の際に再度確認を行う場合もある。

その一方で、事業実績に事後評価として、可能であれば資格取得や技能習得の実績を把握し、支出の妥当性について事後的な評価を行うことが望ましいと考える

(3) 福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務委託

① 個人情報取扱特記事項に記載する誓約書の受領漏れ【指摘】

福島市子育て支援アプリオンライン予約サービス導入及び運用業務委託では仕様書の別紙として、個人情報取扱特記事項を添付している。この個人情報取扱特記事項の第4条(3)に「受注者は、この契約による業務に従事する者に秘密保持等に関する誓約書を発注

者に提出しなければならない」と記載があるが、監査人が担当部局に照会したところ、誓約書を受領していなかった。

今後は、まず所管部署で個人情報取扱特記事項の記載内容を精査したうえで、誓約書を一律で入手するように全庁へ指示を出すのか、又は各契約業務において、誓約書を受領を省略することができるのかの判断を各課に委ねるのか十分に検討すべきである。

② 終期の定めのない特命随意契約について【意見】

現在の受託者は令和元年から委託を開始し、その後は毎年ごとに特命随意契約を締結しており令和6年度で6年契約が継続している。

本件事業の特性を踏まえた上で、例えば、同一の受託者への連続する委託期間が5～10年程度経過した際にあらためて公募型プロポーザルを実施する等、受託者を定期的に見直す機会を設けることを検討する必要があると考えられる。

(4) こども家庭センター事業

① こども家庭センターの人員体制について【意見】

こども家庭センターでは、正規職員の他に必要となる専門職については会計年度任用職員（フルタイム、パートタイム）として雇用している。10年連続して勤務している職員もいる一方で、多くの職員は5年以内の勤務期間にとどまっており、1名採用していた精神保健福祉士は退職するなど、会計年度任用職員の定着に課題があると考えられる。こども家庭センターの業務のうち児童福祉については、児童虐待の未然防止や児童虐待件数の減少に向けた取り組みが課題となっており、精神保健福祉士、公認心理師、児童福祉司等の専門職の担う役割は極めて重要となる。

しかしながら、これらの専門職の雇用を会計年度任用職員に依存している現状は、こども家庭センターの運営が不安定になり課題解決に支障をきたす可能性がある。したがって、専門職の確保と併せて正規職員として採用を進めることが必要と考える。

6 こども未来部幼保企画課

(1) 施設給付費等

① 今後の給付費の計算について【意見】

現在、市は令和8年7月からの導入を目指し、こども家庭庁が提供する保育業務施設管理プラットフォームの導入を検討している。このフォームによると、給付・監査事務において、保育施設等とのやり取りがオンライン化され、一度入力した情報の再入力も不要となる。また、公定価格に係る給付情報の自動計算・審査機能を実装する等により、自治体及び保育施設等の業務負担を軽減することとされている。個人情報の管理の問題、各施設への導入への指導等適切に行いながら、スムーズな導入を行うことが望まれる。

② 特定加算項目について【意見】

特定加算項目の中に、ア「小学校接続加算」、イ「施設関係者評価加算」、ウ「第三者評価受審加算」がある。アは、幼児教育において育まれた資質・能力が小学校以降の生活や学習の基盤となることから、施設と小学校が連携して子どもの切れ目のない成長の上で重要と考えられるが、直近での保育所、認定こども園等は 47 施設あるが 32 施設で実施している。

また、イは、施設の自己評価と保護者等の他者評価を組み合わせて分析することで施設に気付きを促し、また、ウは、外部の専門機関等による客観的評価により、共に、より質の高い保育サービスを提供していく契機となることから重要と考えるが、イについては前述の施設中直近で 3 施設で実施、ウに至っては、5 年に一度行うものとされていることもあるが、平成 30 年以降、同一法人の 6 施設が行ったのみとなっている。

いずれも、重要と考えられるため、市として、より多くの施設が行うことを指導・推奨していくことが望まれる。

(2) 福島市一時預かり・延長保育事業

① 実績報告書の記載内容について【指摘】

経費の算定結果が給付に直結することに鑑みると、各事業者の経費算定方法にばらつきや一部異常な記載があり、入力ルールが結果として統一されていない現状は、事業者が受け取る給付についての事業者間での公平性や、給付の有効性の点で課題であり、一部の事業者に対しては過大な給付となっていた可能性も考えられる。各事業者へ送付している記載例の内容や入力ルールについては再度点検を行い、事業者間で可能な限り算定方法を統一することが望ましく、各事業者から入手した実施報告書の内容についても、異常な記載がないか更なる検証を行うことが望ましい。

なお、具体的な検出事項は以下のとおりである。

【按分計算用シートの使用有無】

人件費の按分に当たっては、按分計算用のスプレッドシートを各事業者に提供しているが、その使用状況についてばらつきが見られた。一時預かりの一般型では、対象の 24 施設全ての実績報告書で人件費按分用の計算シートが添付されておらず、別途計算根拠が記載されている報告書も数施設のみであり、事業に係る人件費が適切に按分計上されているか不明な状況であった。

【按分計算用シートの入力内容】

按分計算用のシートには、事業の年間の実施日数、施設の年間の開館日数、事業の一日の実施時間、施設の一日の開館時間等を入力する欄があり、この結果算出された按分比率に基づき、一時預かりや延長保育に要した経費を算定している。この点、一部の事業者について異常な入力内容（①一時預かりについて、事業の年間の実施日数が利用延べ人

数を上回っている（以下のとおり）。②延長保育について、一日の事業実施時間が通常 1 時間～3 時間程度のところ、10 時間と入力されている等）が見られた。

【法定福利費の計上有無】

法定福利費の計上有無について、事業者間でばらつきが見られる。また、実績報告書の中には、一部の職員について法定福利費率が 28%と通常考えられる範囲を超える比率で計上されているものも見られた。

（3）障がい児保育事業実施費

① 実施要綱について【指摘】

現行の実施要綱は、対象施設類型が不明瞭であり、助成を受けるためにあるべき事務手続等が明記されていない等、実施要綱として記載不十分である。実施要綱は、事業の目的、対象、手続及び支給基準等を明確にし、事業を公平かつ適正に実施するために不可欠かつ極めて重要である。事業制度や事務手続等を具体的・統一的に運用するためにも、実施要綱の整備をする必要がある。

② 助成額の算定根拠について【指摘】

市では、障がい児を受け入れている私立保育所等に対し、保育士の加配を行うために必要となる費用として、児童一人当たり単価：73,550 円/月を助成している。

当該事業の助成単価について、算定方法や使用した前提、参照資料が十分に整理・保管されていない状況が見受けられた。したがって、第三者が算定過程を確認することが困難であり、単価の合理性について検証しにくい状況となっている。今後、算定式、前提条件、参照資料等を適切に整理・保管し、説明可能な体制を構築する必要がある。

③ 事業制度について【意見】

市はこの助成は国の施設給付費中の「療育支援加算」の上乗せ補助という認識であり、施設に対する補助費ではなく、給付費（扶助費）として扱っている。市では前述のように制度を説明する実施要綱の記載及び給付費単価の算定根拠資料の整備に問題があり、給付費制度としての説明が不十分となっている部分が多いと考える。今後、実施要綱等整備する際に、他自治体の例とも比較した上で、福島市障がい児保育事業をどのような制度として扱うかも含めて改めて検討することが望まれる。

（4）福島市病児保育事業業務委託

① 利用者数について【意見】

事業を委託している 2 施設間で利用者数に偏りが見られる。他にも施設間では相違が見られ、どの相違点利用率の偏りの要因となっているかについては更なる分析が必要である。また、各施設への交付金額を総利用人数で除した場合の利用者 1 人当たりの交

付金額は、A施設が496千円/人、B施設が38千円/人となっており、予算の効率性や有効性の観点で課題と言える。事業開始初年度であった当年度の結果や翌年度の結果を踏まえた原因分析が必要であり、A施設の利用者数の推移によっては対象施設の見直しも含めた再検討が必要と考える。

② 実績報告書の記載内容について【指摘】

各施設への交付金額は、「子ども・子育て支援交付金交付要綱」に基づき算定されているが、各施設の事業実施状況に応じた基準額と当該事業に支出した経費（寄附金その他の収入を差し引いた後の経費）を比較して、基準額>経費の場合には、支出した経費までの交付となるため、経費の算定結果は交付金額に直結している。したがって、経費については内容の検証が重要となるが、この点今回の市の検証は十分なものではなかったと考えられる。他の施設との比較や、根拠資料の徴求等によって検証精度を高める必要がある。

(5) 待機児童解消促進事業費

① 待機児童対策事業について【意見】

潜在的待機児童数（入所保留児童数）は、減少傾向にあるものの5年以上100人以上が継続的に存在している。今後は、実務的にも政策的にも該当保護者のニーズを拾い、そのニーズが現在行われている待機児童解消促進事業の内容と合致しているのかを重視し、必要に応じて事業に修正を加え、潜在的待機児童数の減少を図っていくことが望まれる。

また、令和6年度、市では待機児童解消促進事業費として、当初予算額307百万円が計上されている（「令和6年度 予算の概要 ～個別事業集」より）が、各事業を確認すると、当初予算額と決算額と差額（予算残額）がここ数年多く、実績が減少傾向にある事業もある。各事業の費用対効果についても改めて分析した上で、前述の潜在的待機児童数の問題、今後の子育て環境の変化、少子化の影響等を考慮し、各事業予算配分を柔軟に変更した上で対処していくことが望まれる。

(6) 私立幼稚園預かり保育支援補助金

① 補助額の算定と補助要綱の整備について【指摘】

交付要綱の記載が曖昧・抽象的であることは補助の不公平が生じる発生要因となる。申請内容の解釈が申請者ごとに異なることがないよう、想定される業務も検討しながら補助対象となる業務、補助対象外の業務等を交付要綱に明記するよう交付要綱の整備が必要である。

また、市も申請内容を鵜呑みにするのではなく、例えば前年度や施設間で比較する、合理的な推定値を算出して比較すること等により、施設からの申請（報告）内容の合理性を市で確認できる体制を構築する必要である。

② 補助金の効果測定について【意見】

この補助金の効果測定に関して市の対応について確認した。市では交付した後の補助金の効果については特段確認していないようであった。

補助金の効果測定方法として、例えば預かり保育の利用児童数の増加、利用率、時間帯別利用時間等について分析、確認することや、保護者アンケートによる待機児童解消・就労支援への効果等を把握することが考えられる。この事業が市の待機児童数の減少からも一定の効果があるものとは推測はできるが、具体的に事業の効果を確認する体制を構築することが望ましい。

(7) 福島市幼稚園送迎ステーション運營業務委託

① 随意契約の理由について【意見】

福島市幼稚園送迎ステーション運營業務委託契約については、監査対象年度である令和6年度の資料より契約先である2園ともに地方自治法施行令167条の2第1項第2号を根拠とする随意契約となっている。現状の随意契約の理由には具体的な選定理由が示されておらず、受託者以外では当該業務ができないことについての記載が不十分であると言わざるを得ない。随意契約が契約方法における例外的な契約方法であることを再認識し、選定理由の具体的な記載、調査資料の保管を適切に行うことが望ましい。

② 予定価格の算出について【意見】

予定価格の積算に関して、発注予定業者から参考見積書を徴取して委託料積算資料を作成しているが、参考見積書、予定価格等を確認すると落札率100%となっている点、市独自の詳細な検討書類がないことから、予定価格に対して市独自の検討した結果が反映されているとは言い難い。業務が完了した際に、業者からの実績時間情報を入手するなど情報収集に努め、市として参考見積書を確認できる体制を整え予定価格に反映する等の対応が望まれる。積算根拠が不明確であるものや、積算時の検討が不十分であることが疑われるようなものがないように、当該契約に対する予定価格積算の考え方、客観性についてどのように説明責任を果たせるかを今一度検討する必要がある。

③ 事業の利用率について【指摘】

福島市幼稚園送迎ステーションは令和3年度から待機児童解消のための事業として実施されているが、その利用率はかなり低い状況が続いており、事業開始当初より2園合わせて定員40名であるところ、実利用人数は毎年10名以下と半分にも満たない状況が続いている。一方で、委託費は10百万円以上が支出されている実態がある。

本事業が待機児童解消に寄与していないということはないが、市として経済性・効率性・有効性の観点から、多くのニーズがあるのか、またその費用対効果を鑑み、待機児童解消として必要な事業なのか、再度検討すべきである。

(8) U I J ターン保育士等就労支援補助金

① 補助金の効果測定について【意見】

補助金の効果測定に関して、ここ数年の申請者について、市では交付した後の確認はされていないようであった。

福島市U I J ターン保育士等就労支援補助金は、就労支援の一環で活用されるだけでなく、待機児童解消事業として保育人材が長期的に確保されることが本来の目的であり、そのための補助金の効果測定として、例えばU I J 別に就労の継続（定着率）の確認や、申請者からアンケート等により福島での就労意欲等を確認することが有用である。就職者数・定着率・満足度を把握することで、待機児童解消事業の一つとして、また市全体としてU I J ターン施策の課題を把握できる体制を整備することが望ましい。

(9) 保育士等奨学資金貸付金

① 貸付契約書について【指摘】

保育士等奨学資金貸付金に関して、「貸付契約書」を確認したところ、貸付契約であるにもかかわらず、貸付金の返還に関する事項についての記載が一切なかった。

契約書に返還条項がなければ、返還義務が契約上確定せず返還義務が成立していないとみなされ、当然免除されるという重要な要件について契約書に明記されていないこと、延滞利息が発生する可能性があること等が記載されていないことについても契約書の瑕疵にあたるを考える。契約書に返還条項の設定、また当然免除要件の確認・届出、延滞利息等、貸付条件については不足なく記載されるよう契約書の整備が必要である。

② 債権管理台帳の整備について【指摘】

提示された債権管理台帳において、徴収履歴、すなわち返還者に対する督促状況（督促日、督促方法、督促結果等）の記録がない状況が発見された。

福島市債権管理条例第 5 条及び福島市債権管理条例施行規則第 4 条では、債権管理台帳の整備について記載すべき事項を定めている。貸付金も福島市債権管理条例における債権であり、福島市債権管理条例及び同施行規則に定める項目を備えた債権管理台帳を整備することが必要である。

③ 台帳の管理方法について【意見】

現在、貸付金の債権管理に関して担当課ではスプレッドシート（E x c e l）で管理している。待機児童解消事業の保育の受け皿拡大に伴い、今後貸付者が増加した場合、スプレッドシートによる管理では様々なリスクが生じる可能性がある。

延滞利息の計算が今後必要となれば、スプレッドシートのみでは関数の複雑化、端数処理問題、計算式の誤り、様々な例外ケースの対応への脆弱性等のリスクが想定される。またそもそも、貸付金という内容を鑑みれば個人情報保護・セキュリティの面においてスプレッドシート管理では不安要素が残ることは否定できない。

システムでは、アクセス権限やログイン管理も可能であり、情報漏洩リスクの管理においても有効であり、また手作業による誤りの防止や業務効率化にも寄与する。担当課ではシステム導入も検討はしているとのことであった。システム導入には導入コストも生じることもあり、費用対効果と情報管理リスクも含め検討していくことが望ましい。

(10) 児童福祉施設等補助金

① 補助額について【意見】

要綱のみ見れば、市の対応でも良いことになるのかもしれないが、一方、要綱では規則も斟酌することになっており、前述の必要性についても判断すべきであるが、形式的な増減チェックにとどまっている。したがって、今後は、申請書には必要性の判断も付記すること、また、前述の案件のように、当然、児童数や保育士の人数も当初より増加していると考えられる場合には増額の検討も行うことが望まれる。

② 「補助事業等の成果」の記載について【意見】

「補助事業等実績報告書」において、「補助事業等の成果」を記載する欄があるが、補助金を受けている各施設全てにおいて、「事業実施施設の円滑な運営及び入所児童の処遇の向上が見られた」との記載であった。確かに、補助金により左記の成果が得られているとは推察されるが、当該補助金によりどのような効果があったのかを確認するために、担当課としてより具体的に記載するよう指導することが望まれる。

③ 当該補助金の今後の方向性について【意見】

当該補助金の交付目的は、「施設の整備及び運営の円滑化とその施設の職員及び児童の処遇の向上を図るため」とされており、使途は特定されず、市に存する私立の認可保育所等全てに対し、施設割の他、児童数や職員数に応じて定額が交付されている。

地域型を除く各施設の補助金を含む事業活動資金収支差額はプラスの施設が多く、それを施設整備等に支出した後、残った資金はその他の活動による収支に振り向けられ、特にその支出は積立資産への積立や他拠点への繰入支出として使用されており、当該補助による支援の効果もわかりにくいものとなっている。

したがって、今後は、当該補助金を、施設職員の処遇改善や配置改善、市で行っている特色ある幼児教育・保育推進事業等に関し、積極的な施設への事業補助に切り替えていくことが望まれる。

(11) 私立幼稚園教育振興補助金

① 補助金交付先からの資料の徴求について【指摘】

市内の私立幼稚園に対する補助金は、「福島市私立幼稚園運営費等補助金交付要綱」により、補助対象者が福島市私立幼稚園協会（以下「協会」という。）となっていることから、一旦、協会に交付され、そこから各施設に配分されおり、市からみれば、各施設に対

しては間接補助の形態となっている。市は、協会から各施設に配分したという実績報告書と収支決算書を入手しているが、協会は各施設からの実績報告書や資金収支計算書等は入手していない。

市としては、間接補助の形態を採ってはいるが、市の資金が流れているのであるから、協会に各施設から資料を徴求し検証することを指導し、その後、市としてもそのチェックをした上で、事業を完了することが必要であると考えます。

② 当該補助金の今後の方向性について【意見】

当該補助金の交付目的は、「私立幼稚園の教育環境の向上及び健全な運営を推進するため」とされており、用途は特定されず、市に存する新制度に移行していない私立幼稚園全てに、施設割の他、児童数に応じて定額が交付されている。

今後は、当該補助金を、施設職員の処遇改善や配置改善、市で行っている特色ある幼児教育・保育推進事業等に関し、積極的な施設への事業補助に切り替えていくことが望まれる。

(12) 福島市子ども・子育て支援システム運用保守業務委託

① 予定価格の設定について【意見】

見積合せの実施に先立ち、発注予定業者から参考見積書を徴取して積算内訳書を作成しているようであるが、項目・数量・単価が完全に一致している。これにより予定価格も設計されており、設計金額が完全に一致している状況である。

予定価格が参考見積と同額であり、発注者による査定・検証の痕跡が確認できないため、見積内訳の査定、単価・工数の妥当性確認や過年度及び類似契約比較等の検証結果を記録として整備し、予定価格決定の妥当性の根拠を備えることが望ましい。

② 落札率について【意見】

上記①で記載したとおり、参考見積書から積算内訳書、予定価格が全て同額となっており、本契約は落札率 100%である。

本件は随意契約であり、契約額が予定価格と同額（落札率 100%）となっている。専門性が高い業務で参考見積を用いること自体は合理性がある一方、予定価格の検討過程が明示されていない場合には、発注者側の査定が機能していない疑念が生じるリスクがある。発注者側における参考見積の内訳精査、単価の根拠、過年度・類似契約の比較、交渉経過等を示す記録を整備し、説明可能性を確保することが望ましい。

(13) 指導監査

① 施設監査と確認監査の連携について【意見】

こども未来部幼保企画課幼保給付係が実施する確認監査は、健康福祉部福祉監査課が実施する施設監査に帯同する形式で実施しており、両部署の連携は図られている。しか

しながら、私立幼稚園の施設監査については福島県が実施しており、同施設に対する確認監査との連携は図られていないとのことである。

「子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について」においても、施設監査を行う都道府県等と確認監査を行う市町村との間で、監査の時期、内容及び結果等の情報を相互に共有し、地方公共団体間の連携を図ることが求められていることから、私立幼稚園の確認監査についても県と連携を図る必要がある。

② 児童福祉施設の施設監査の監査実施体制について【意見】

健康福祉部福祉監査課では、令和6年度に82箇所の児童福祉施設を対象とした施設監査を実施している。一方、確認監査は、こども未来部幼保企画課が担当しており、同一の児童福祉施設を対象とする監査にも拘らず、所管が分かれている状況にある。

児童福祉施設の施設監査は、子ども・子育て支援制度の中核を担う児童福祉施設における設置基準の遵守状況等を確認する重要なものであり、その果たす役割は極めて大きい。施設監査の実効性及び効率性を確保するためには、例えば、施設監査を所管する部署の見直しなど、監査実施体制の整備を検討することが望ましい。

7 こども未来部幼保支援課

(1) 公立幼児教育施設の現地視察 - 御山保育所

① 庶務事務システムへの入力について【意見】

当園では、複数のパソコンはあるものの、庶務事務システムに入力可能なパソコンは限定され、また、シフト勤務の職員も多い園では、施設長が職員の勤怠状況を遺漏なく把握する意味もあり、現在の運用となっているとのことである。

庶務事務システムが導入された目的は、勤怠管理を効率化し、各自がより本来の業務に時間を振り向け、もって本来の業務の質の向上を図ることにあるものと考ええる。当園でも施設長が代理入力することで日々一定の時間がとられ、その時間を職員や園児のケアに振り向けられれば、より一層の保育の質の向上に資するものと考ええる。また、職員の勤怠状況の把握も庶務事務システム上でも行うことは可能と考える。

したがって、幼保支援課として、まずは、各園の運用実態を把握・検討し、入力可能なパソコンを整備した上で、方向性としては、各園においても、本庁と同様の運用を行うことが望まれる。

② 物品の納品検収について【意見】

今回の監査においてヒアリング等する限り、購買取引の園内における発注と納品検収に関し、前述のリスクがあることは特段意識されず同一職員が行う場合も多いようであり、園内における事務リスクの認識が希薄である印象を受けた。納品検収に対して事務リスクを認識し、内部牽制を強化することが望ましい。

③ 定員数について【意見】

園児数は定員 120 名に対し現在 92 名が在籍しており、定員数に対して約 7 割となっている。定員は 4・5 歳児クラスで 30 名設定ではあるが、3 歳児クラスは 20 名設定のため、現状の低年齢より保育所等に預ける子育て環境を踏まえると、過去の条例のままの定員数にはなりにくい。園の定員については条例で定められているが、設立当初の人口や需要を前提にしており、少子化で実際の園児数が減っている現状であっても、過去の条例のままの定員数であることから現状大幅に定員数に満たず、定員割れが常態化しているよう見えてしまっている。

市では今後幼稚園の統廃合計画が立案されており、この計画と合わせ少子化の影響を見極め、市立幼稚園の充足率と潜在需要及び私立幼稚園との競合関係を注視しながら、条例改正により実態に合った園の定員数の見直しを行う必要がある。

(2) 公立幼児教育施設の現地視察 - 中央認定こども園（春日園舎）

① 庶務事務システムへの入力について【意見】

当園では、複数のパソコンはあるものの、庶務事務システムに入力可能なパソコンは限定されていること、また、シフト勤務の職員も多い園では、施設長が職員の勤怠状況を遺漏なく把握する意味もあり、現在の運用となっているとのことである。

庶務事務システムが導入された目的は、勤怠管理を効率化し、各自がより本来の業務に時間を振り向け、もって本来の業務の質の向上を図ることにあるものと考え。当園でも施設長が代理入力することで日々一定の時間がとられ、その時間を職員や園児のケアに振り向けられれば、より一層の保育の質の向上に資するものと考え。また、職員の勤怠状況の把握も庶務事務システム上でも行うことは可能と考える。

したがって、幼保支援課として、まずは、各園の運用実態を把握・検討し、入力可能なパソコンを整備した上で、方向性としては、各園においても、本庁と同様の運用を行うことが望まれる。

② 安全点検について【意見】

園では消防訓練に合わせて安全点検を実施している。安全点検は職員で実施し、「安全点検実施記録」に記録を行っている。「安全点検実施記録」を確認したところ、安全点検は職員 1 名で実施していることが分かった。点検の実効性と信頼性を高めるため、2 名以上で点検することが望ましい。複数人で点検することで、1 人では「異常なし」と判断しても、別の職員が危険に気づく場合もありお互いの確認作業を補い合えるだけでなく、安全意識や点検のノウハウも職員間で共有され、組織としての安全文化の醸成にも有用である。

③ 監視カメラの設置について【指摘】

こども未来部所管の市の公立保育所・認定こども園では、防犯・不審者対策として玄関や園庭等に2台の監視カメラの設置をしている。当園の場合、園舎は、東側、北側、南側が道路に面しているが、東側と2階の0歳児の部屋にカメラが設置されている。一方、園舎の北側と園庭のある南側には設置されておらず、死角が生じており、防犯対策上不備があると考ええる。

したがって、当園の他、各園の状況も把握した上で、各園2台までとは言わず、柔軟に必要な箇所にカメラを設置する点、早急に検討する必要があると考ええる。

④ 備品管理と備品台帳との整合性について【指摘】

監査時に備品台帳をもとに園内の備品の現物確認を行ったが、備品管理シールが見当たらない備品や、備品管理シール自体が相当古くなっており、文字が読み取れないもの、備品管理シールの物品番号が台帳登録番号と相違するもの等が発見された。また園舎が春日園舎、東園舎の2カ所あり、備品台帳には設置場所が記載されているが、職員においてもどちらの園にあるのか不明であり該当物が確認できない備品も散見され、備品管理上問題点が散見された。

備品は市の公的資産であり、したがって福島市財務規則第243条に基づき現況を把握することが要求されており、その管理は非常に重要であることを再認識する必要がある。台帳に記載されている情報（物品番号・品名・数量・設置場所・取得日など）と現物を確認し、福島市財務規則に従い、年に1度は備品台帳と現物の整合性を確認する体制を構築すべきである。

⑤ 出納管理について【指摘】

教材費は保護者より月300/人を預かっており、クラス毎の通帳に預け入れ、教材費購入の都度預金より引き出しを行っている。教材費の出納管理のためクラス担当職員が出納簿を記入しているが、出納簿と通帳残高の一致の確認は年度末のみであった。年度末の残高確認は教材費残高が0円になっていることの確認が中心であった。

預け入れや出金の都度、及び月次で出納簿と通帳残高と一致を確認する体制を構築すべきである。

⑥ 出納簿収入欄について【指摘】

教材費出納簿の収入欄について確認したところ、保護者全員から納入された場合のあるべき収入金額のみが記載されているクラスがあった。現金収納した日に収納した金額を記入しなければならない。さらに、金融機関への預金預け入れにより預金利息が発生しこれも収入となるが、出納簿収入欄に記載されていないクラスが発見された。これは通帳を確認していないことが要因である。出納簿の意義を今一度認識し、管理のため事実に沿った記載を行う必要がある。

⑦ 教材費の預金利息について【指摘】

クラス毎の教材費出納簿を確認したところ、一部クラスの出納簿において利息収入が記載されず、その後の出金額にも利息収入が含まれないまま、年度末残高は 0 円となっていた。しかし、通帳では利息分を含めて出金されており、同様に年度末残高は 0 円となっており出納簿と通帳の整合性が確認できず、利息分の通帳出金額の所在が不明であった。利息とはいえ保護者からの預かり金であり、不明金が発生したことは非常に重大な問題である。このような事態が起らないよう、出納管理体制の見直しが必要である。

⑧ 現金の保管について【意見】

現金収納が行われた際には、盗難・紛失の防止のためにも速やかに金融機関へ預け入れすべきであるが、事務の効率性も踏まえ、ある程度現金が集金されてから預け入れを行う場合がある。現状では、金庫保管期間について園内で明確なルールはなく、事務の効率性も重要ではあるが、現金の性質を踏まえ、園内で保管管理ルールを明確にした上で、現金については速やかに預け入れすることが望ましい。

⑨ 教材費等の購入申請・購入物確認について【意見】

教材費の購入については、クラス担当の職員が購入しており、園長が事後的に出納帳と証憑を確認しており、特に事前の承認や購入物の確認は行われていない。事前申請、購入物の確認についてルールを定め、組織体制を強化することが望ましい。

⑩ 物品の納品検収について【意見】

今回の監査においてヒアリング等する限り、購買取引の園内における発注と納品検収に関し、前述のリスクがあることは特段意識されず同一職員が行う場合も多いようであり、園内における事務リスクの認識が希薄である印象を受けた。納品検収に対して事務リスクを認識し、内部牽制を強化することが望ましい。

⑪ 定員数について【意見】

園児数は定員 195 名に対し現在 139 名が在籍しており、定員数に対して約 7 割となっている。2 号・3 号認定については定員数になっているが、1 号認定が定員数に大幅に達していない現状である。園の定員については条例で定められているが、設立当初の人口や需要を前提にしており、少子化で実際の園児数が減っている現状であっても、過去の条例のままの定員数であることから現状大幅に定員数に満たず、定員割れが常態化しているよう見えてしまっている。

市では今後幼稚園の統廃合計画が立案されており、この計画と合わせ少子化の影響を見極め、公立幼稚園の充足率と潜在需要及び私立幼稚園との競合関係を注視しながら、条例改正により実態に合った園の定員数の見直しを行う必要がある。

(3) 公立幼児教育施設の現地視察 - 清水幼稚園

① 遊具の点検について【指摘】

遊具の安全点検は、月1回職員2名で点検を行い危険な箇所がないか確認をしている。監査の際に園庭の遊具を確認したところ、遊具自体も相当老朽化している印象であり、錆や劣化により園児に危険と判断した損傷箇所にはビニールテープを巻いて応急的に補修している状況が散見された。公立幼稚園における遊具の安全点検に対し外部専門業者による点検について早急に検討すべきである。

清水幼稚園は、市の方針において唯一公立幼稚園として残す計画となっている。さらに令和9年度以降に3歳児保育の実施を検討するとのこともあり、施設の安全面はより重視されるべきである。今後の市の方針も踏まえ、施設の安全管理について検討すべきである。

② 監視カメラの設置について【指摘】

清水幼稚園では監視カメラが設置されていなかった。こども未来部所管の公立保育所・認定こども園では、死角になり得る箇所に対して2台の監視カメラの設置をすることになっているが、公立幼稚園では設置がされていないとのことであった。公立幼稚園における監視カメラの設置について早急に検討すべきである。

清水幼稚園は、市の方針において唯一公立幼稚園として残す計画となっている。さらに令和9年度以降に3歳児保育の実施を検討するとのこともあり、施設の安全面はより重視されるべきであり。今後の市の方針も踏まえ、施設の安全確保について検討する必要がある。

③ 園庭の囲いについて【指摘】

園庭を確認したところ、園庭の囲いの一部が鎖のチェーン1本だけの箇所があり、子どもが容易に通り返ることが可能であると言わざるを得ない箇所があった。園庭が駐車場に隣接していることから、園庭の安全管理について早急に検討すべきである。

清水幼稚園は、市の方針において唯一公立幼稚園として残す計画となっている。さらに令和9年度以降に3歳児保育の実施を検討するとのこともあり、施設の安全面はより重視されるべきである。今後の市の方針も踏まえ、施設の安全確保を徹底する必要がある。

④ 備品管理と備品台帳との整合性について【指摘】

監査時に備品台帳をもとに園内の備品の現物確認を行ったが、備品管理シールが見当たらない備品や、備品管理シール自体が相当古くなっており文字が読み取れないもの、備品管理シールの物品番号が台帳登録番号と相違するもの等が発見された。また備品自体は存在するが、備品管理シールがないため物品番号を確認できず、備品台帳において登録物が確認できないものも数件発見された。これは備品の現物確認を実施し、備品台

帳との整合性を確認する手続きを定期的に行っていないことが要因である。

備品は市の公的資産であり、したがって福島市財務規則第 243 条に基づき現況を把握することが要求されており、その管理は非常に重要であることを再認識する必要がある。台帳に記載されている情報（物品番号・品名・数量・設置場所・取得日など）と現物を確認し、福島市財務規則に従い、年に 1 度は備品台帳と現物の整合性を確認する体制を構築すべきである。

⑤ 備品管理シールの貼り付けについて【意見】

監査時の備品の現物確認において、備品管理シールが貼り付けられていない備品が数件発見されたが、担当者に確認したところ、備品の使用状況によりシール貼り付け不能と判断した備品（例えば屋外で使用する備品や水を使用する備品等）については、該当する備品管理シールを別途ファイルで保管していたようである。

備品の使用状況からどうしても貼り付け不能なものが存在する場合であっても、担当者個人の判断に委ねられることなく、市としてどのようなケースが貼り付けられない判断になるのか、貼り付けない場合にどのように管理・対応すべきか一定の統一した共通のルールのもとに判断・管理ができる体制を構築することが望ましい。

⑥ 不要・不稼働物品について【指摘】

園内において、不要・不稼働物品として高圧洗浄機が 2 台発見された。これは新型コロナウイルスが蔓延した令和 2 年度に施設の要望ではなく、市が感染予防・衛生管理に必要と考え購入し園に登録された備品である。しかし、現時点まで 2 台とも未開封の状況であり、今後も使用見込みは不明であった。

今後このような不要・不稼働物品が発生することがないように、備品購入は慎重に行うべきであり、また施設に長期間保管されることがないように、市として不要・不稼働物品について定期的に確認を行う等して、全庁的に効率的な備品の活用を行うことができる体制を構築する必要がある。

⑦ 現金の保管について【意見】

現金収納が行われた際には、盗難・紛失の防止のためにも速やかに金融機関へ預け入れをするべきであるが、事務の効率性も踏まえ、ある程度現金が集金されてから預け入れを行う場合がある。現状では、金庫保管期間について園内で明確なルールはなく、事務の効率性も重要ではあるが、現金の性質を踏まえ、園内で保管管理ルールを明確にした上で、現金については速やかに預け入れすることが望ましい。

⑧ 教材費等の購入申請・購入物確認について【意見】

教材費等の購入については、クラス担当の職員が必要なものを立替えて購入する場合があります。事後的に園長・主任で出納帳と証憑を確認している。事前申請、購入物の確認に

ついてルールを定め、組織体制を強化することが望ましい。

⑨ 物品の納品検収について【意見】

今回の監査においてヒアリング等する限り、購買取引の園内における発注と納品検収に関し、前述のリスクがあることは特段意識されず同一職員が行う場合も多いようであり、園内における事務リスクの認識が希薄である印象を受けた。納品検収に対して事務リスクを認識し、内部牽制を強化することが望ましい。

⑩ 定員数について【意見】

園児数は定員 60 名に対し現在 31 名が在籍しており、定員数に対して約半分となっている。園の定員については条例で定められているが、設立当初の人口や需要を前提にしており、少子化で実際の園児数が減っている現状であっても、過去の条例のままの定員数であることから現状大幅に定員数に満たず、定員割れが常態化しているように見えてしまっている。

市では今後幼稚園の統廃合計画が立案されており、この計画と合わせ少子化の影響を見極め、公立幼稚園の充足率と潜在需要及び私立幼稚園との競合関係を注視しながら、条例改正により実態に合った園の定員数の見直しを行う必要がある。

(4) 福島型給食推進事業費

① 補助対象について【指摘】

この補助金は、事業の目的に地産地消推進があるが、この補助金が地産地消推進にどの程度活用されているかについて非常に不明瞭な部分が多い。また、交付要綱における補助金交付対象は「保育施設等を経営する者又は当該保育施設等の長」とされているが、補助金の実態からは対象施設を利用する保護者の給食費の負担軽減に対する補助であり、助成される対象は給食費負担軽減を受ける児童（その保護者）である。

この福島型給食推進事業は令和 7 年度においても継続されており、物価高騰等の影響が続く中、子育て支援の一環として今後も継続されることが想定される。補助金が保護者の負担軽減を趣旨としていることから、保護者の申請手続等の事務負担の軽減についても考慮するところであるが、他自治体の例でもあるように当該施設を利用する助成対象者に代わり、施設が代理受領することを委任状等で対応すること等も検討できる。補助金の本質と助成対象の実態を再確認し、申請手続面の実務上の対応を踏まえた交付要綱の検討が必要である。

② 補助要件の認定について【指摘】

施設から提示される事業計画書及び実績報告書には、福島市産の取り入れたい食材（取り入れた食材）及び食育活動が簡潔に記載されているのみであり、記載の具体性に乏しい施設が多く、このような計画や報告のみで市が地産地消要件の審査・認定、実績確認を

適切に行えるか疑問であり、市の具体的な確認方法等については不明瞭であった。地産地消の実績においても令和 6 年度における補助対象施設の本市産農産物の使用実績の資料を確認したところ、令和 6 年度の補助対象施設 68 施設中、福島市産食材年間使用率 10%未満が 42 施設、中には使用率 0.2%という園もあり、ほとんどの園で食材使用実績率がかなり低い結果であった。

保護者の負担軽減に差が生じる要件であるにもかかわらず、地産地消要件の審査・認定、実績確認の手続きが不明瞭であり、地産地消要件の解釈が本来の事業の目的を満たしていない。このことは教育・保育の平等な環境を提供しておらず、恩恵の偏りが生じているように思える。市の給食費の保護者負担軽減は子育て家庭の家計支援を目的とした子育て支援施策の一環であり、仮に地産地消を要件とするのであれば、「福島市こども計画（2025 年 3 月）」で掲げている事業の趣旨を再度確認し、子育て支援が公平であるよう要件の審査・認定等を適切かつ透明化する体制を構築すべきである。

③ 補助対象施設の周知について【指摘】

未就学児に関する福島型給食推進事業については、保育施設等を利用する児童保護者への周知に関し、下記のとおり子育て支援ガイドブックに記載しており、監査対象年度である令和 6 年度までにホームページ等での周知は行われていない。

現在、市では対象施設の情報開示に向けてホームページを作成中とのことであるが、開示される情報は前年度の補助対象施設であることが想定される。しかし、地産地消要件があるが故、前年度の補助対象施設が必ずしも継続して当年度も補助対象になるかについて確定できず、入園・進級の時期を考慮すると当年度申請の情報は開示不能であることから、開示情報として有用性に欠ける面がありあくまで参考情報の開示に過ぎない。情報開示にあたっては、利用者の目線での情報の開示となるよう検討していく必要がある。

④ 補助事業の効果測定について【指摘】

福島型給食推進事業補助金は、地産地消推進に取り組む保育施設等が補助対象要件になっているが、補助金が地産地消にどの程度寄与したか市において効果測定が適切にされているとは言い難い状況である。

効果の測定の方法として、例えば本市産の食材使用率について前年度や施設毎に比較・分析を行うことや、児童の反応や保護者の意識調査についてアンケートや食べ残し調査等を行うことが考えられる。実績検証・分析等の適切な効果の測定及び成果の確認を行うことにより、事業改善へ繋げていく体制を構築すべきである。

⑤ 補助金交付要件について【指摘】

今回の補助金事業は、福島型給食推進事業の交付要件に、地産地消推進要件を絡めたことで本来の事業目的が不明確になっている。

市では補助要件に地産地消推進を取り入れたものの、保護者負担軽減が重視され、地産地消要件の審査、認定、モニタリング、効果測定などの手続きが非常に曖昧となっている。市が掲げている事業の本来の趣旨を踏まえた上で、地産地消推進と保護者負担軽減を一事業とし、地産地消推進の要件が保護者負担軽減補助の制度として両立できる事業内容であるのかについて再度検討する必要がある。

⑥ 補助要綱について【指摘】

補助要綱において明確に記載されている交付要件を満たさず、補助事業の趣旨である保護者の給食費の負担軽減に関し拡大解釈されている部分が混在した交付要綱となっている。これらを適切に整理した上、補助要綱の見直しが必要である。

(5) 福島市特色ある幼児教育・保育推進事業費補助

① 補助事業の効果測定について【意見】

特色ある幼児教育・保育推進事業の目指すところは「子ども・子育て新ステージ 2020 推進事業」（令和 2 年 3 月公表）に記載されているように、豊かな創造性や感性を育む教育を推進する幼児教育・保育施設を支援し、子どもたち一人ひとりが持つ能力を伸ばすことにある。選定される各園は当該事業を継続している園が非常に多く、前年度の事業実施に対する改善事項が存在する場合、市としても改善事項について報告を受け共有することで、より質の高い幼児教育・保育が実践され、子どもたち一人ひとりが持つ能力を伸ばすことに繋がっていくと考える。継続事業において事業実施に対する改善事項が存在する場合、次年度計画に改善策が反映されているかについて選定の際に確認すること等も事業目的達成のためより効果的であると考えている。

以上